

湖西市国民健康保険税の現状と 税率改定について

湖西市 保険年金課 国保年金係

目次

第1回運営協議会における説明内容

- ①改定後の調定額について
- ②改定後の賦課割合について
- ③改定後の税率について

改定案（B③案）

改定案（B②③案）

モデルケースによる試算①

モデルケースによる試算②

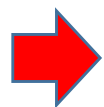
モデルケースによる試算③

改定案ごとの実質収支と一人あたりの税額の推移予測

令和7年度予算の状況

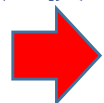
第1回運営協議会における説明内容

① 改定後の調定額について・・・税率改定後の調定額をどの程度とするか



- ・納付金の増額分（令和4年度の県試算で約6,000万円）のみの調定増では、赤字解消は困難。
- ・歳入不足額の解消を加味し、1億円程度（一人あたり概ね10,000円程度）の増額改定が必要。

② 改定後の賦課割合について・・・税率改定後の賦課割合をどの程度とするか



- ・所得割を引き上げると、所得が高い世帯への影響が大きい。
- ・均等割を引き上げると、所得が低い世帯や加入者が多い世帯への影響が大きい。

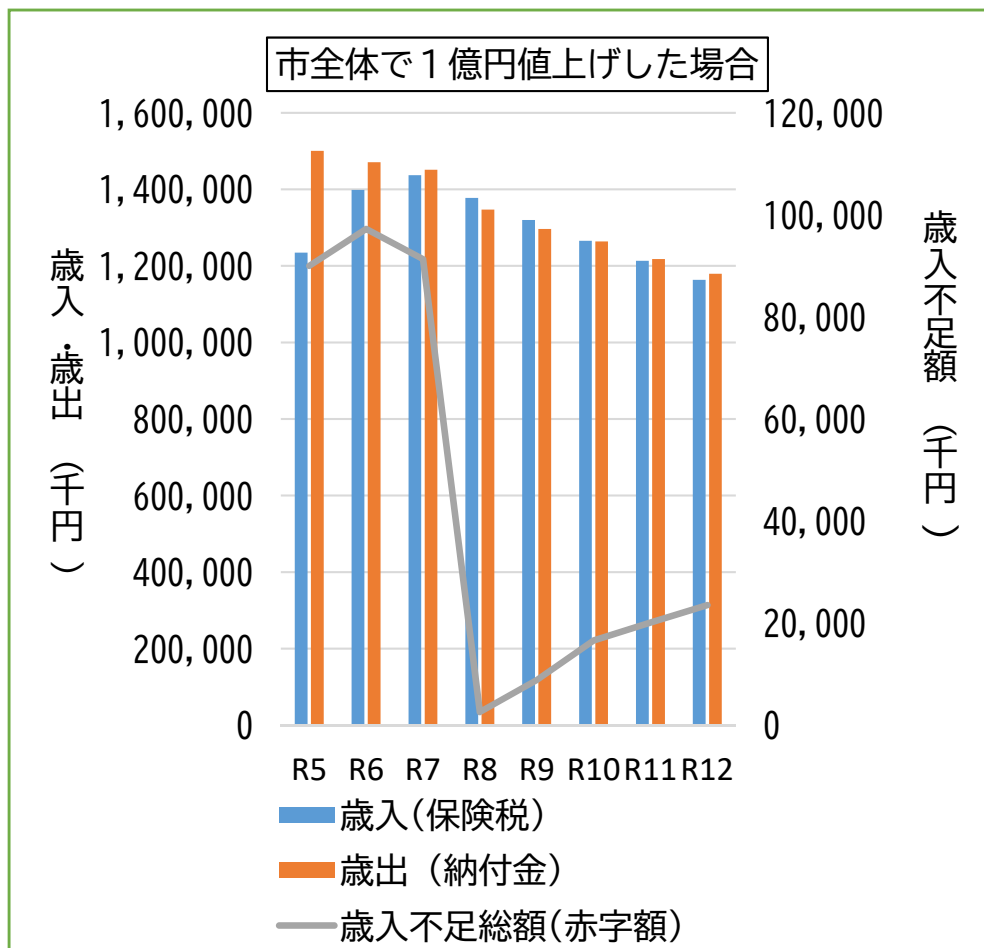
③ 改定後の税率について・・・税率改定後の保険税率をどの程度とするか



- ・完全統一に向け、現行税率と標準保険料率との乖離を減らすことが必要。
- ・県内他市町とバランスを保つことが必要。

①改定後の調定額について

- ・納付金は、令和12年度には約6,000万円（被保険者一人あたり約6,000円）増額となる。
- ・その他の歳入不足分を含め、1億円程度（一人あたり概ね10,000円）の増額で黒字運営になる。



納付金増額分と歳入不足額を補填するため、国保事業の安定した運営のため、市全体で概ね1億円（被保険者一人あたり10,000円）の増額を見込み改定する。

【被保険者一人あたりの調定額】
現行保険税率…98,400円
標準保険料率…116,800円
差額 ▲18,400円

②改定後の賦課割合について

【公益な負担】

国民健康保険税は…

- ・加入者全員が基本料金を払い、所得の多さに応じて支え合う仕組み。
- ・市町村は税率を設定する際、被保険者に不公平感がないよう、応能割と応益割の割合を考える必要がある。
- ・平成30年度の法改正（国保広域化）以前は、地方税法で、応能・応益の標準割合は50：50に規定されていたが（ただし必要に応じて市町村の事情に応じて任意の設定も可。）、改正後は、県が国のガイドラインに基づき、県全体の納付金の総額を算定する際に、その総額に占める応能（所得割率）・応益（均等割額、平等割額）割合を算定している。

応能負担
(所得などに応じて負担)
所得割

+

応益負担
(利益を受ける人数等に応じて負担)
均等割・平等割

現行保険税率と標準保険料率との比較

	医療分			支援分			介護分		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
標準保険料率	6.63%	27,197円	17,850円	3.12%	12,342円	8,100円	2.50%	17,720円	—
現行保険税率	5.60%	26,600円	21,800円	2.00%	9,600円	7,200円	1.70%	15,000円	—

標準保険料率に近づけ、税の公平性を保つことが重要

③改定後の税率について

法改正などに伴う国保情勢の変化

令和6年度…社会保険適用拡大（従業員数51人以上に変更）

令和7年度…課税限度額の引き上げ予定（医療分1万円、支援分2万円増額）※令和6年10月31日 社会保障審議会にて了承

令和8年度…子ども・子育て支援金の賦課追加予定（被保険者一人あたり200円～400円／月）



今後の法改正による被保険者の負担増加を加味する必要があるのではないか。



被保険者の負担をさらに抑えた**改正案（B③案）**を作成

今回の推計（納付金増額）はあくまでも現時点の数値による推計であり、今後被保険者数や医療費の推移により変動する可能性がある。また、昨今の国保事業を取り巻く社会情勢の変化により、さらに被保険者の負担が増加する可能性も予測される。よって、より長期的な視点に立ち、医療費水準の統一から完全統一を見据えた改正案を作成した。

改正案（B③案）

B③案

	医療分	支援分	介護分	保険税計
所得割率	6.3%	2.3%	1.9%	10.5%
均等割額	26,600円	10,000円	15,600円	52,200円
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円
保険税調定額	777,116,200円	283,007,600円	88,176,400円	1,148,300,200円

※調定額については10月31日現在のデータで試算

現行保険税率との差

所得割率	0.7%	0.3%	0.2%	1.2%
均等割額	0円	400円	600円	1,000円
平等割額	0円	0円	0円	0円

B②案との比較

	医療分			支援分			介護分		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
標準保険料率	6.63%	27,197円	17,850円	3.12%	12,342円	8,100円	2.50%	17,720円	—
現行保険税率	5.60%	26,600円	21,800円	2.00%	9,600円	7,200円	1.70%	15,000円	—
B②案	6.50%	26,600円	21,800円	2.50%	10,000円	7,200円	2.00%	16,000円	—
B③案	6.30%	26,600円	21,800円	2.30%	10,000円	7,200円	1.90%	15,600円	—

改定案（B②③案）

前提：より長期的な見直し作業が必要となることを踏まえ、医療費水準が統一される令和11年度までに黒字回復することを目標とし、**3回に分けた改正とする。**ただし、回復が見込まれない場合は、令和9年度、11年度の改定率を再度検討することとする。

B②案

R7年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	5.9% (+0.3)	2.2% (+0.2)	1.8% (+0.1)	9.9% (+0.6)
均等割額	26,600円	9,800円 (+200円)	15,500円 (+500円)	51,900円 (+700円)
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円



実質収支…▲58,787千円
一人あたりの税額…104,208円

R9年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.2% (+0.3)	2.4% (+0.2)	1.9% (+0.1)	10.5% (+0.6)
均等割額	26,600円	10,000円 (+200円)	16,000円 (+500円)	52,600円 (+700円)
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円



実質収支…▲19,344千円
一人あたりの税額…107,788円

R11年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.5% (+0.3)	2.5% (+0.1)	2.0% (+0.1)	11.0% (+0.5)
均等割額	26,600円	10,000円	16,000円	52,600円
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支… 4,343千円
一人あたりの税額…110,395円

B③案

R7年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	5.9% (+0.3)	2.1% (+0.1)	1.8% (+0.1)	9.8% (+0.5)
均等割額	26,600円	9,800円 (+200円)	15,300円 (+300円)	51,700円 (+500円)
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円



実質収支…▲62,180千円
一人あたりの税額…103,742円

R9年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.1% (+0.2)	2.2% (+0.1)	1.9% (+0.1)	10.2% (+0.4)
均等割額	26,600円	10,000円 (+200円)	15,600円 (+300円)	52,200円 (+500円)
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円



実質収支…▲35,769千円
一人あたりの税額…106,092円

R11年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.3% (+0.2)	2.3% (+0.1)	1.9%	10.5% (+0.3)
均等割額	26,600円	10,000円	15,600円	52,200円
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支…▲2,003千円
一人あたりの税額…107,933円

モデルケースによる試算①

ケース1 40代夫婦2人と10代子ども2人の世帯

所得 世帯主：営業所得200万円
妻：給与収入120万円→給与所得65万円
軽減判定 なし
課税標準額 世帯主：200万円－43万円（基礎控除）＝157万円
妻：65万円－43万円＝22万円
子ども2人：0円
世帯の課税標準額：179万円

ケース2 70代夫婦2人世帯①

所得 世帯主：年金収入200万円→年金所得90万円
妻：年金収入110万円→年金所得0万円
軽減判定 5割軽減
課税標準額 世帯主：90万円－43万円（基礎控除）＝47万円
妻：0円
世帯の課税標準額：47万円

ケース3 40代夫婦2人と10代子ども3人の世帯

所得 世帯主：営業所得200万円
妻：給与収入120万円→給与所得65万円
軽減判定 なし
課税標準額 世帯主：200万円－43万円（基礎控除）＝157万円
妻：65万円－43万円＝22万円
子ども3人：0円
世帯の課税標準額：179万円

ケース4 70代夫婦2人世帯②

所得 世帯主：年金収入180万円→年金所得70万円
妻：年金収入110万円→年金所得0万円
軽減判定 5割軽減
課税標準額 世帯主：70万円－43万円（基礎控除）＝27万円
妻：0円
世帯の課税標準額：27万円

モデルケースによる試算②

★ケース1 40代夫婦2人と10代子ども2人の世帯

現行	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	179万円×5.6% =100,240円	179万×2.0% =35,800円	179万×1.7% =30,430円
均等割額	26,600円×4人 =106,400円	9,600円×4人 =38,400円	15,000円×2人 =30,000円
平等割額	21,800円	7,200円	—
合計 (100円未満切捨)	228,400円	81,400円	60,400円

・年間保険税額 370,200円
・一人あたり 92,550円

B②案	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	179万円×6.5% =116,350円	179万×2.5% =44,750円	179万×2.0% =35,800円
均等割額	26,600円×4人 =106,400円	10,000円×4人 =40,000円	16,000円×2人 =32,000円
平等割額	21,800円	7,200円	—
合計 (100円未満切捨)	244,500円	91,900円	67,800円

・年間保険税額 404,200円 (+34,000円)
・一人あたり 101,050円 (+8,500円)

B③案	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	179万円×6.3% =112,770円	179万×2.3% =41,170円	179万×1.9% =34,010円
均等割額	26,600円×4人 =106,400円	10,000円×4人 =40,000円	15,600円×2人 =31,200円
平等割額	21,800円	7,200円	—
合計 (100円未満切捨)	240,900円	88,300円	67,000円

・年間保険税額 394,400円 (+24,200円)
・一人あたり 98,600円 (+6,050円)

★ケース2 70代夫婦2人世帯①

現行	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	47万円×5.6% =26,320円	47万×2.0% =9,400円	—
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5=26,600円	(9,600円×2人) ×0.5=9,600円	—
平等割額	21,800円×0.5 =10,900円	7,200円×0.5 =3,600円	—
合計 (100円未満切捨)	63,800円	22,600円	0円

・年間保険税額 86,400円
・一人あたり 43,200円

B②案	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	47万円×6.5% =30,550円	47万×2.5% =11,750円	—
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5=26,600円	(10,000円×2人) ×0.5=10,000円	—
平等割額	21,800円×0.5 =10,900円	7,200円×0.5 =3,600円	—
合計 (100円未満切捨)	68,000円	25,300円	0円

・年間保険税額 93,300円 (+6,900円)
・一人あたり 46,650円 (+3,450円)

B③案	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	47万円×6.3% =29,610円	47万×2.3% =10,810円	—
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5=26,600円	(10,000円×2人) ×0.5=10,000円	—
平等割額	21,800円×0.5 =10,900円	7,200円×0.5 =3,600円	—
合計 (100円未満切捨)	67,100円	24,400円	0円

・年間保険税額 91,500円 (+5,100円)
・一人あたり 45,750円 (+2,550円)

モデルケースによる試算③

★ケース3 40代夫婦2人と10代子ども3人の世帯

現行	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	179万円×5.6% =100,240円	179万×2.0% =35,800円	179万×1.7% =30,430円
均等割額	26,600円×5人 =133,000円	9,600円×5人 =48,000円	15,000円×2人 =30,000円
平等割額	21,800円	7,200円	—
合計 (100円未満切捨)	255,000円	91,000円	60,400円

・年間保険税額 406,400円
・一人あたり 81,280円

B②案	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	179万円×6.5% =116,350円	179万×2.5% =44,750円	179万×2.0% =35,800円
均等割額	26,600円×5人 =133,000円	10,000円×5人 =50,000円	16,000円×2人 =32,000円
平等割額	21,800円	7,200円	—
合計 (100円未満切捨)	271,100円	101,900円	67,800円

・年間保険税額 440,800円 (+34,400円)
・一人あたり 88,160円 (+6,880円)

B③案	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	179万円×6.3% =112,770円	179万×2.3% =41,170円	179万×1.9% =34,010円
均等割額	26,600円×5人 =133,000円	10,000円×5人 =50,000円	15,600円×2人 =31,200円
平等割額	21,800円	7,200円	—
合計 (100円未満切捨)	267,500円	98,300円	65,200円

・年間保険税額 431,000円 (+24,600円)
・一人あたり 86,200円 (+4,920円)

★ケース4 70代夫婦2人世帯②

現行	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	27万円×5.6% =15,120円	27万×2.0% =5,400円	—
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5=26,600円	(9,600円×2人) ×0.5=9,600円	—
平等割額	21,800円×0.5 =10,900円	7,200円×0.5 =3,600円	—
合計 (100円未満切捨)	52,600円	18,600円	0円

・年間保険税額 71,200円
・一人あたり 35,600円

B②案	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	27万円×6.5% =17,550円	27万×2.5% =6,750円	—
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5=26,600円	(10,000円×2人) ×0.5=10,000円	—
平等割額	21,800円×0.5 =10,900円	7,200円×0.5 =3,600円	—
合計 (100円未満切捨)	55,000円	20,300円	0円

・年間保険税額 75,300円 (+4,100円)
・一人あたり 37,650円 (+2,050円)

B③案	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	27万円×6.3% =17,010円	27万×2.3% =6,210円	—
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5=26,600円	(10,000円×2人) ×0.5=10,000円	—
平等割額	21,800円×0.5 =10,900円	7,200円×0.5 =3,600円	—
合計 (100円未満切捨)	54,500円	19,800円	0円

・年間保険税額 74,300円 (+3,100円)
・一人あたり 37,150円 (+1,550円)

改定案ごとの実質収支と一人あたりの税額の推移予測

B②案

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実質収支（千円）	▲ 58,787	▲ 55,807	▲ 19,344	▲ 23,319	4,343	4,343
一人当たりの税額（円）	104,208	104,208	106,246	106,246	110,395	110,395

B③案

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実質収支（千円）	▲ 62,180	▲ 59,200	▲35,769	▲36,744	▲2003	▲2003
一人当たりの税額（円）	103,742	103,742	106,092	106,092	107,933	107,933

令和7年度予算の状況

令和7年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算 要求額

歳入

科目	令和6年度		令和7年度		前年度比
	予算額	構成比	予算額	構成比	
保険税	973,457,000	18.0%	1,011,813,000	18.6%	103.9%
使用料及び手数料	101,000	0.0%	7,000	0.0%	6.9%
国庫支出金	267,000	0.0%	198,000	0.0%	74.2%
県支出金	3,982,084,000	73.6%	4,007,525,000	73.6%	100.6%
財産収入	113,000	0.0%	274,000	0.0%	242.5%
繰入金	381,362,000	7.0%	335,205,000	6.2%	87.9%
繰越金	50,000,000	0.9%	50,000,000	0.9%	100.0%
諸収入	22,616,000	0.4%	38,978,000	0.7%	172.3%
	5,410,000,000	100.0%	5,444,000,000	100.0%	-

歳入

約1億円増額の税率にて試算し、予算計上した。
前年度から3,835万6,000円の増額（前年度比103.9%）となった。

基金繰入金（歳入不足見込み分の補填）については、3,800万円減となった。

歳出

科目	令和6年度		令和7年度		前年度比
	決算額	構成比	決算額	構成比	
総務費	22,519,000	0.4%	25,707,000	0.5%	114.2%
保健給付費	3,881,819,000	71.9%	3,916,124,000	72.0%	100.9%
国民健康保険事業費納付金	1,398,292,000	25.8%	1,412,554,000	25.9%	101.0%
共同事業拠出金	0	0.0%	0	0.0%	-
保健事業費	63,157,000	1.2%	48,503,000	0.9%	76.8%
基金積立金	113,000	0.0%	274,000	0.0%	242.5%
公債費	40,000	0.0%	40,000	0.0%	100.0%
諸支出金	34,060,000	0.6%	30,798,000	0.6%	90.4%
予備費	10,000,000	0.2%	10,000,000	0.9%	100.0%
	5,410,000,000	100.0%	5,444,000,000	100.0%	-

歳出

県試算の増額見込み分を令和6年度実績に加え計上した。
前年度から1,426万2,000円の増額（前年度比101.0%）となった。
※県の財政支援は翌年度交付となるため当該年度予算では計上していない。